

迷惑電話防止機能付き電話機などの購入費を補助します

電話で親族や公共機関の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が市内でも多発していることから(令和2年:134件、被害額1億9100万円)、これらの被害から市民を守るため、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費の一部を補助する制度を開始します。

● 補助対象者

市内在住の70歳以上(1世帯につき1台限り)

● 補助対象機器

通話内容を自動録音する旨のメッセージを呼出音の前に流すことができ、実際に通話内容を録音する機能を有する固定電話機又は当該機能を固定電話機に追加することができる機器

● 令和3年度補助台数

450台(先着順)

● 補助額

補助対象機器の購入費用(税込)の2/3(上限6,000円)
※送料、設置費、付属品の購入費、通信費等は補助対象外

● 購入方法・期間等

各区役所(地域振興課)が発行したクーポン券を持参し、指定販売店(注1)において、販売価格(税込)から補助額を差し引いた価格(注2)で購入します。

クーポン券は各区役所などにある申請書(市ホームページにも掲載)を郵送で、お住まいの区の地域振興課へ申請してください。申請後、お手元に届くまで2週間ほどかかります。

◆**クーポン券の発行申請期間** 令和3年6月1日(火)から令和3年11月30日(火)まで

◆**指定販売店での購入期間** 令和3年7月1日(木)から令和4年1月31日(月)まで

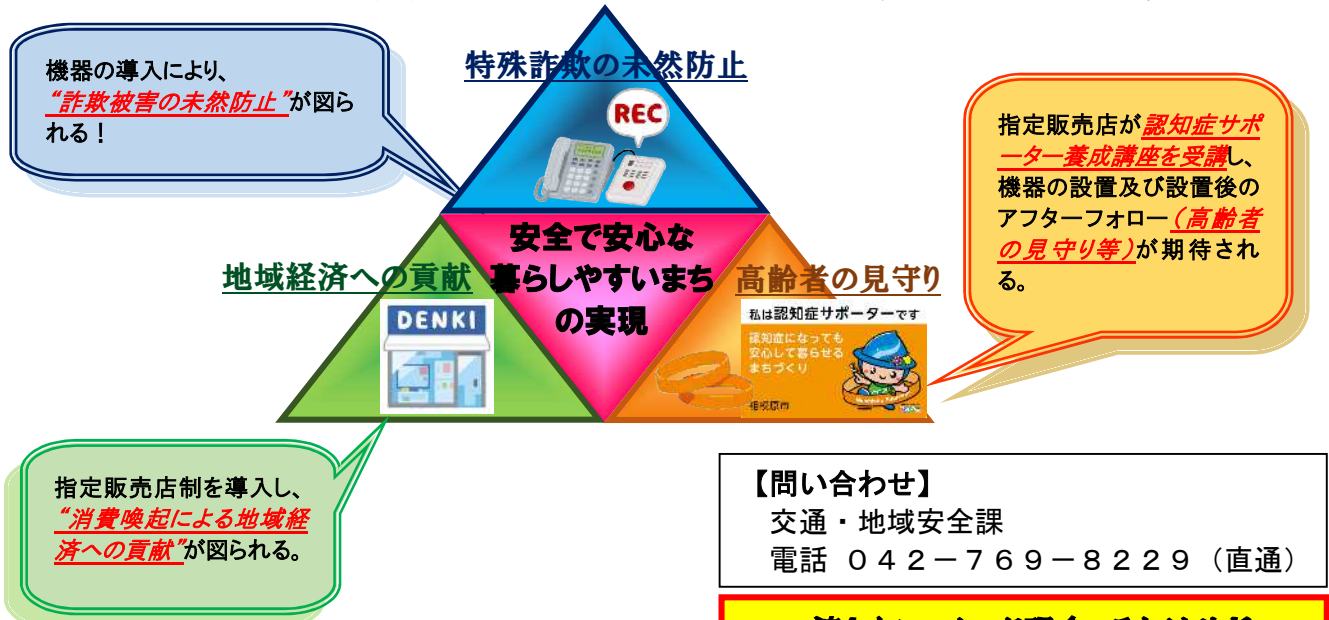
(注1):市が指定する神奈川県電機商業組合加盟店舗等(※家電量販店等は対象外)

指定販売店には、認知症サポーター養成講座を受講していただきます。

(注2):現金支払のみ対象。クレジットカード支払等の場合は、補助対象外

● 事業実施効果

本事業により、特殊詐欺被害の防止のほか、次のような様々な効果が期待されます。



渡さない カード現金 それはサギ